

## 介護老人福祉施設 こより 利用料金表

介護保険給付対象となるサービスの費用(1日あたり)

ユニット型地域密着型 介護福祉施設サービス費		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		661単位	730単位	803単位	874単位	942単位
加算		日常生活継続支援加算(Ⅱ) 46単位、看護体制加算(Ⅰ)イ 12単位、看護体制加算(Ⅱ)イ 23単位、夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ 46単位、精神科医療養指導加算 5単位、栄養マネジメント強化加算 11単位、介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の8.3%、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の2.7%、介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の1.6%				
合計単位		905単位	983単位	1065単位	1145単位	1222単位
サービス利用料金		9,050円	9,830円	10,650円	11,450円	12,220円
1割負担の方	自己負担額	905円	983円	1,065円	1,145円	1,222円
1割負担の方	自己負担額30日	27,150円	29,490円	31,950円	34,350円	36,660円
2割負担の方	自己負担額	1,810円	1,966円	2,130円	2,290円	2,444円
3割負担の方	自己負担額	2,715円	2,949円	3,195円	3,435円	3,666円

介護保険給付対象以外の利用料金(1日あたり)

利用者負担段階		居住費	食費	
第1段階	本人及び世帯全員が 住民税非課税かつ 預貯金等が一定額以下の方	老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者の方	820円	300円
第2段階		年金収入等80万円以下	820円	390円
第3段階①		年金収入等80万円超120万円以下の方	1,310円	650円
第3段階②		年金収入等120万円超の方	1,310円	1,360円
第4段階		上記以外の方	2,006円	1,445円

月額利用料金の目安(30日)※月単位の加算については含まず

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(自己負担額 + 居住費・食費) × 30	第1段階	60,750円	63,090円	65,550円	67,950円	70,260円
	第2段階	63,450円	65,790円	68,250円	70,650円	72,960円
	第3段階①	85,950円	88,290円	90,750円	93,150円	95,460円
	第3段階②	107,250円	109,590円	112,050円	114,450円	116,760円
第4段階	(1割負担の方)	130,680円	133,020円	135,480円	137,880円	140,190円
	(2割負担の方)	157,830円	162,510円	167,430円	172,230円	176,850円
	(3割負担の方)	184,980円	192,000円	199,380円	206,580円	213,510円

加算の説明 ※入所者の状況や職員体制により下記の加算が算出されます。

加算項目	単位数	内容
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位	介護福祉士の数が入所者6に対して1以上であり、かつ、以下のいずれかを満たす。 ①要介護4・5の入所者の占める割合が70%以上②認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者の占める割合が65%以上③たんの吸引等が必要な入所者の占める割合が15%以上/日
看護体制加算(Ⅰ)イ	12単位	常勤の看護師を1名以上配置している場合/日
看護体制加算(Ⅱ)イ	23単位	看護職員を2名以上配置し24時間の連絡体制を確保/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46単位	夜勤帯に基準以上の職員を配置/日
精神科医療養指導加算	5単位	精神科を担当する医師による月2回以上の療養指導/日
栄養マネジメント強化加算	11単位	常勤の管理栄養士を1名以上配置。低栄養状態の入所者の食事の調整等。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出。/日
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位	褥瘡の発生とリスクについて評価し、結果を厚生労働省に報告。褥瘡ケア計画を作成。/月(Ⅰ、Ⅱ併算不可)
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位	褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない。/月(Ⅰ、Ⅱ併算不可)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%	介護職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の8.3%)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.7%	職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の2.7%)
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%	職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の1.6%)
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位	入所者のADL(日常生活動作)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等を厚生労働省に提出。/月(Ⅰ、Ⅱ併算不可)
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)に加えて、疾病の状況等を厚生労働省に提出。/月(Ⅰ、Ⅱ併算不可)

安全対策体制加算	20単位	指定地域密着型サービス基準に適合しており、担当者が安全対策に係る外部研修を受けている。施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。／入所日のみ
若年性認知症入所者受入加算	120単位	若年性認知症の場合。65歳の誕生日の前々日まで／日
外泊時費用	246単位	入院又は外泊した場合／1月に6日まで
初期加算	30単位	入所又は、30日超の入院後の再入所／日(30日)
再入所時栄養連携加算	200単位	入院等で施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当該医療機関の管理栄養士と相談のうえ、栄養ケア計画を作成。／再入所時1回
退所前訪問相談援助加算	460単位	退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保険医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合／入所中1回(退所前訪問相談援助加算については入所中1回又は2回)
退所後訪問相談援助加算	460単位	
退所時相談援助加算	400単位	
退所前連携加算	500単位	
経口移行加算	28単位	医師の指示に基づき、経管により食事を摂取している方の経口移行計画を作成し、栄養管理を行った場合／日(180日)
経口維持加算(Ⅰ)	400単位	医師の指示に基づき、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合/月
療養食加算	6単位	疾病治療の特設手段として医師の発行する食事せんに基づき提供される食事。管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。／回(1日3回まで)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断し入所した場合。／日(7日)
看取り介護加算(Ⅰ)	72単位	死亡日以前31日以上45日以下／日
	144単位	死亡日以前4日以上30日以下／日
	680単位	死亡日の前日及び前々日／日
	1,280単位	死亡日

#### 介護保険対象外でその他の費用

	費用	
その他の日常生活費	実費	日常生活においても通常必要となるものにかかる費用でご利用者が負担することが適当と認められるもの。
預り金管理費	1月1,000円	施設で現金通帳等お預かりし、管理及び出納を行う場合。
理美容代	実費	
電気使用料	1日50円	居室でテレビ、冷蔵庫、電気毛布等使用される方
レクリエーション費用	実費	自由参加によるクラブ活動等に伴う材料費
個室維持代	1日2,006円	入院日から7日目以降の居住費

#### 高額介護サービス費について

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。1ヶ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えた時は、超えた分が払い戻されます。